

農業委員会事務局監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和4年1月13日から同年3月25日まで

3 監査の対象及び範囲

農業委員会事務局の所管に属する令和3年4月1日から同年11月30日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

(1) 収入に関する事務

ア 独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく委託業務に関することについては、農業委員会事務委任規則により市長から農業委員会に委任

されており、また、横須賀市農業委員会事務局長専決規程により農業委員会副事務局長専決事項と定められているが、農業者年金業務委託手数料の請求について、市長事務部局である経済部農業振興課長決裁により行われていたので、今後は適正な事務処理に改められたい。

(農業委員会事務局)

イ 手数料条例では、手数料は申請又は請求の際に徴収すると規定されているが、非農地証明書(29)の交付において、実際には手数料の徴収日(9月9日)と同日に収納を確認した後、証明書を交付していたものの、証明書の交付日付が7月13日となっていたので、今後は、手数料条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(農業委員会事務局)